

農業政策課技術管理室

担 当 北出

内 線 4 6 5 0

外 線 076-225-1617

平成 3 0 年 3 月 6 日

(農林水産部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者及び住所

(株)明生電気商会 金沢市二口町イ 2 2 - 1

2 指名停止期間

平成 3 0 年 3 月 6 日から平成 3 1 年 5 月 5 日まで (1 4 箇月)

3 指名停止理由

平成 2 9 年 3 月に実施した石川県農林水産部発注の「平成 2 9 年度 国営造成揚水施設等管理事業 手取川地区 大日川ダム電気制御設備等保守点検業務」において、(株)明生電気商会 代表取締役 中村唯夫 が談合の疑いで、平成 3 0 年 2 月 2 5 日に逮捕された。

このことは、「石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱 (別紙)」の第 2 条 第 1 項及び第 4 条第 4 項に該当すると認められるため、1 4 箇月の指名停止とする。

「石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱（抜粋）」

第2条第1項

有資格業者が別表第1及び別表第2の各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 10 次のア又はイに掲げる者が、県工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等	4箇月以上12箇月以内

第4条第4項

有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24箇月を超える場合は24箇月）まで延長することができる。